

<p>請願番号</p>	<p>請願第31号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成21年12月1日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>(要旨) たばこ税増税反対についての請願</p> <p>(理由) たばこ税については、厚生労働省が政府税制調査会に「たばこ税増税」を要望し、政府税調では慎重論もありながら、増税の方向で論議がなされ、12月11日に予定されている税制改正大綱決定に向け、増税の動きが強まりつつあります。</p> <p>一方、地方財政は地方交付税が大幅に削減されるなど、厳しい財源不足にある中、地方たばこ税は極めて貴重な一般財源となっており、平成19年度における宮崎県の地方たばこ税（県税・市町村税を含む）は約95億円にのぼり、地方税に占める割合は4%に達しております。</p> <p>たばこはあくまで合法の嗜好品です。また、たばこ税は国・地方を合わせてすでに60%を超えるなど、国内の担税物品の中でも最高の税率となっており、製品たばこの消費量が10年連続で減少している中、その担税力はすでに限界に達していると言わざるを得ません。</p> <p>このような中、たばこ税増税が強行されれば、たばこ離れに一層拍車がかかり、たばこの消費量が大幅に減少することは避けられず、その結果、宮崎県においても貴重な一般財源である地方たばこ税は、過去の例から見ても、税収減につながることは明らかであります。</p> <p>また、本県葉たばこは、畑地帯を中心に889名1,670ヘクタール栽培され、作付け前に買入価格、耕作面積が決定しており、安定した土地利用型農業の重要な品目の一つとなっております。万一、たばこ税が増税されれば消費量減少により、耕作面積の大幅な減反が危惧され、農業経営の維持が困難な状況となるばかりでなく、耕作放棄地等が増加するなど、地域農業への影響が懸念されます。</p> <p>ついては、次の理由により、たばこ税増税が行なわれることのないよう強く要望し同趣旨の意見書提出を求めます。</p> <p>1. たばこは、すでに担税物品の中でも最も高率の60%を越える税を負担している。たばこという特定の商品のみならず、安易にこれ以上の税負担を強いることは、税の公平性を著しく欠くものである。さらなる増税は愛煙家やたばこ産業に携わる者ばかりか、到底国民の納得は得られない。</p>		

2. 喫煙規制強化ならびに成年人口減少などの構造的要因により10年連続でたばこの消費量が減少している中、更なるたばこ税増税が強行されれば、たばこ離れに一層拍車がかかり、貴重な一般財源である地方たばこ税の税収減につながることは、過去の例から見ても明らかである。

3. 一部には、たばこの消費削減を目的としたたばこ税増税論があるものの、たばこは合法の嗜好品であり、喫煙するか否かは、あくまで成人各人が判断すべき問題である。

4. さらなるたばこ税増税が強行されれば、たばこ耕作者、たばこ小売業者をはじめとする我が国たばこ産業全体に壊滅的な打撃を与えることとなり、地域経済、地域農業にも計り知れない影響を及ぼすことになる。

紹介議員

丸山裕次郎 外山 衛 松村 悟郎 横田 照夫
徳重 忠夫 河野 哲也 関師 博規 田口 雄二

摘要